

三次市会計年度任用職員受験案内

職 種 職 の 概 要	調理場栄養士 学校給食を円滑かつ適正に実施する目的で設置する職で、学校給食調理場において、学校給食の栄養に関する専門的事項とこれに付随する業務並びに学校給食の実施に関わる業務を担います。
募 集 人 数	フルタイム：若干名
申 込 受 付 期 間	令和6年1月19日（金）午前8時30分から 令和6年1月31日（水）午後4時45分まで
業 務 内 容	学校給食の実施に関する組織への参画、栄養管理、学校給食指導、衛生管理、物資管理、食育に関わる業務、その他学校給食の実施に付随する業務。
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 1 令和6年4月1日に採用可能である人 2 フルタイム（週38時間45分）の勤務が可能である人 3 教育職員免許法に規定する栄養教諭の免許状又は栄養士法に規定する栄養士の免許を有する人 ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受 験 手 続	1 提出書類 (1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 資格証（写し） 受験資格3を満たすことが分かる書類の写しを提出してください。 2 提出方法・期限 (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（調理場栄養士）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。

試 験	日 時	令和6年2月2日（金）又は5日（月）
	場 所	三次市役所6階会議室（三次市十日市中二丁目8番1号）
	方 法	面接試験（個人ごとの面接による口述試験，約10分）
審 査 ・ 合 格 ～ 採 用	審 査	合否については，面接試験，書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表	合格発表の時期は，試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお，電話での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名 簿 登 載 （職 種 別）	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は，令和7年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採 用 決 定	採用候補者名簿登載者を令和6年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個 人 情 報 の 取 扱 い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については，この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限り使用します。なお，配属先が決定した後，履歴書（申込書）の写しを各場長（校長）へ提供します。	
主 な 勤 務 条 件	任 用 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤 務 場 所	三次市三次学校給食センター
	勤 務 時 間	月曜日から金曜日 勤務時間：午前8時～午後4時30分 1日につき7時間45分 1週間あたり38時間45分 休憩時間：45分有
	休 日	土・日曜日，祝日，年末年始（12/29～1/3）
	休 暇 制 度	年次有給休暇，特別休暇（有給・無給）ほか
	給 料 ・ 報 酬	（福祉職給料表1-12号給） 月額177,900円 ※経験年数加算規定有（経験1年未満は加算対象外）
	手 当 制 度	時間外勤務手当，通勤手当，期末手当ほか
	福 利 厚 生	健康保険（市町村職員共済組合短期組合員），厚生年金保険，雇用保険，災害補償等 ※一定の要件に該当した場合は雇用保険被保険者資格を喪失し，市町村職員共済組合一般組合員の資格を取得します。
	服 務	地方公務員法第30条から第38条の規定が適用されます。
分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法第28条（分限）及び第29条（懲戒）の規定が適用されます。	
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-0016 三次市四拾貫町10145番地1 三次市三次学校給食センター TEL 0824-65-2010 FAX 0824-62-2030 受付時間：月～金曜日の8:30～16:45（祝日を除く）	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は，その規定に従います。